

通報窓口規程

一般社団法人日本パラサイクリング連盟

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人日本パラサイクリング連盟（以下、「本法人」という。）「コンプライアンス規程」に定める、法令違反や不祥事を未然に防止し、本法人に対する社会的信用の保持及び向上を図る目的に資するため、関係者の通報相談を受け付ける通報相談窓口を設置する。

(利用者等の範囲)

第2条 通報相談窓口の利用者（以下「窓口利用者」という）は、本法人に関する競技関係者及びその関係者（競技関係者の親族、知人、競技関係者が所属する団体、公益財団法人日本オリンピック委員会及び公益財団法人スポーツ協会など本連盟と一定の関係を有する者又は団体等をいう。以下同じ）、加盟団体等、並びにその他本法人コンプライアンス規程に違反する行為を発見した者とする。

2 通報相談窓口において取り扱う対象行為は、本法人の定める「コンプライアンス規程」第3条に定める「連盟関係者」の行う、同規程第5条に定める遵守事項の違反行為（以下、単に「違反行為」という）とする。

(有識者の関与)

第3条 本連盟は、前条の通報相談窓口に、弁護士その他の有識者1名以上を配置するよう努める。

(利用方法等)

第4条 通報相談窓口の利用方法は、電話、ファックス、ウェブサイトのフォーム等によるものとし、本法人は、これらの方法のうち出来る限り複数の方法をとることができるような措置をとるよう努める。

2 本法人は、通報相談窓口の連絡先を、本法人ウェブサイトに掲載する方法で周知する。

3 通報相談窓口では、窓口利用者及びその関係者に対する不利益な取扱いがなされないよう取り進めること、取得した個人情報とは通報にかかる事案処理のみに用いること、通報相談窓口の担当者は通報内容に関し守秘義務を負うことを説明したうえで、利用者の氏名、連絡先、通報相談内容を把握する。

4 通報相談窓口では、匿名による通報は受け付けない。

(事実調査請求)

第5条 窓口利用者は、通報相談窓口に対し、連盟関係者の違反行為について事実の調査を請求することができる（以下「事実調査請求」という）。

2 窓口利用者による事実調査請求があったときは、通報相談窓口の担当者は、通報者、通報内容を記載した書面を理事会に提出し、報告する。

3 理事会は、前項の報告を受けたときは、コンプライアンス委員会に事実の調査を命じなければならない。ただし、その通報内容が明らかに第2条2項に定める対象行為に当たらないと認められる時、または明らかに本連盟の規程による処分が不要であるときは、この限りでない。

4 前項但書の該当性の判断は、理事会の決議によって行う。この場合において、対象者が本連盟の理事である場合、当該理事は当該決議について議決権を有しない。

(通報相談窓口担当者の守秘義務)

第6条 通報相談窓口の相談担当者及び通報相談窓口に関する事務に携わる者は、通報相談窓口に寄せられた通報にかかる事実（窓口利用者や被害者等の氏名や属性等個人を特定しうる情報を含む。）を秘密として保持し、他に漏らしてはならない。

2 窓口利用者が事実調査請求を行う場合、通報相談窓口の担当者は相談者に対し、事実調査および処分審査に資する限度で、相談内容を本法人の関係者、当該事案の関係者に開示する場合があることを伝え、相談内容を事実調査及び処分審査に用い、開示することについて窓口利用者からの同意を取得するものとする。

3 前項の場合において、通報相談窓口の担当者は、違反行為における被害者等、窓口利用者以外の者で特にプライバシーに配慮する必要があると認められる者がいる場合、その者に対し前項に定める説明をしたうえで、本法人の事実調査による処分審査にその者の情報を用い、開示することについて、その者から同意を取得するものとする。

4 前2項の同意を得られない場合、通報相談窓口は、事実調査を拒むことができる。

5 第2項乃至第3項に定める同意が得られた場合でも、通報相談窓口および本法人は、窓口利用者、その他プライバシーに配慮する必要がある者のプライバシーに配慮し、みだりに得られた情報を開示してはならない。

6 本法人は、通報相談窓口の相談担当者を外部に委託する場合、当該相談担当者に対して、第1項から第3項と同様の守秘義務を課すものとする。

(不利益取扱の禁止)

第7条 本法人は、窓口利用者、その他通報内容の関係者に対し、通報相談窓口を利用したこと、事実調査請求をしたこと、事実調査の対象になったこと、その他本規程による手続に関与したことを理由として、不利益な取扱いを行わない。

- 2 本法人の理事、その他通報相談窓口の利用によって得られた情報を知った連盟関係者は、窓口利用者、その他通報内容の関係者に対し、通報相談窓口を利用したこと、事実調査請求をしたこと、事実調査の対象になったこと、その他本規程による手続に関与したことを理由として、不利益な取り扱い（法律関係にかかる取り扱いに限らず、嫌がらせ、暴言等の事実行為も含む）をしてはならない。
- 3 連盟関係者が前項の定め反して行った不利益な取扱いは、コンプライアンス規程第5条1号に定める違反行為とみなす。

（記録の保存）

第8条 本規程に基づく相談の内容及び結果については、5年間保管しなければならない。

（本規程の改正手続）

第9条 本規程は、あらかじめコンプライアンス委員会の意見を聴いたうえ、理事会の決議により変更することができる。

附則

本規程は、令和3年3月30日から施行する。